

R5 富士見通り意匠設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（案）**1 目的**

この要領は、R5 富士見通り意匠設計業務委託の目的及び内容に最も適した事業者を選定するための公募型プロポーザルを実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

- (1) 名 称：R5 富士見通り意匠設計業務委託
- (2) 履 行 場 所：木更津市富士見一丁目地内ほか（位置図参照）
- (3) 履 行 内 容：別添「R5 富士見通り意匠設計業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履 行 期 間：委託契約締結日から令和 6 年 3 月 2 9 日まで
- (5) 提案上限額：1 6, 7 6 4, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示す額である

3 契約の方法

随意契約とする。なお、提案資格があると認められた者から提出された提案書類の内容について、R5 富士見通り意匠設計業務委託受託候補者選定審査会（以下、「審査会」という。）で審査し、随意契約の相手候補者（以下、「受託候補者」という。）を決定する。

4 委託業務の目的及び公募型プロポーザル方式採用の理由

本業務の目的は、「木更津市基本構想」において「木更津駅及びみなと周辺の一体的なまちづくりを進め、それぞれの機能を連携・補完することで来訪者の回遊性を誘発し、にぎわいや活力に満ちた、みなとまち木更津の再生を目指します」とした「みなとまち木更津再生プロジェクト」の具現化に向けた取組の一つである「富士見通りの歩道再整備」を推進するため、ベンチや道路照明、標識などストリートファニチャーの意匠及び配置の設計を行うことである。

本業務は「1 0 0 年後も住み続けたいと思われる木更津」の基盤となる「デザイン」について、検討を行おうとするもので、専門性と共に質の高さが求められることから、価格の競争で選定するのではなく、公募により複数の者から企画を提案してもらい、創造性、技術力等を審査の上、事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」にて実施するものである。

5 提案資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 参加意向申出書（様式 1）の提出期限日（令和 5 年 8 月 1 7 日）において、木更津市入札参加資格者（【委託】10_調査・計画）名簿に登録されている者、又は、木更津市入札参加資格と同様の要件を有していると認められる者。

- (2) 受注者を決定する日までに、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による指名停止措置を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の事項のいずれにも該当しない者
- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は受注者を決定する前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) 共同事業体を構成して参加する場合は、次に掲げる要件を全て満たしている者
- ア 構成員のうちから、代表構成員が選定されていること。
 - イ いずれかの構成員が、木更津市入札参加資格者（【委託】10_調査・計画）名簿に登載されていること。
 - ウ 全ての構成員が、上記（1）から（3）の要件を満たしていること。

6 事業スケジュール

項 目	スケジュール（予定）（※2）
(1) 資料の交付	令和5年7月31日（月）から
(2) 質問書の受付期間	令和5年8月14日（月）まで
(3) 参加意向申出書提出期間	令和5年7月31日（月）から 令和5年8月17日（木）まで
(4) 質問の回答	令和5年8月15日（火）
(5) 提案資格確認結果の通知及びプロポーザル関係書類の提出依頼	令和5年8月18日（金）
(6) 企画提案書等提出期間	令和5年8月18日（金）から 令和5年8月24日（木）まで
(7) 事前審査（※1）	令和5年8月28日（月）
(8) 事前審査結果通知（※1）	令和5年8月29日（火）
(9) プレゼンテーション審査	令和5年9月 4日（月）
(10) 選定結果の通知	令和5年9月 5日（火）
(11) 受託候補者と協議及び見積書の提出	令和5年9月14日（木）以降
(12) 契約及び委託開始	

※1 事前審査は、提案資格を満たしている者（以下、「提案資格者」という。）が5者を超える場合のみ実施するものとする。

※2 事業スケジュールについては、変更することがある。

7 資料の交付

本プロポーザルに係る資料を次のとおり交付する。

(1) 交付資料

- ・ R5 富士見通り意匠設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
- ・ R5 富士見通り意匠設計業務委託に係る公募型プロポーザル別記様式
- ・ R5 富士見通り意匠設計業務委託特記仕様書
- ・ R5 富士見通り意匠設計業務委託設計書（金額抜き）
- ・ 木更津市基本構想
- ・ 木更津市都市計画マスタープラン
- ・ 木更津市みどりの基本計画
- ・ 木更津市中心市街地活性化基本計画
- ・ 木更津市景観計画
- ・ 木更津市景観計画【木更津駅みなと口景観形成重点地区】
- ・ 木更津駅みなと口景観形成重点地区ガイドライン
- ・ 木更津市の景観に関するアンケート報告書（平成 26 年 2 月）
- ・ 富士見通りアンケート結果（令和 3 年 7 月 30 日）
- ・ 道路計画平面図（富士見通り）（◆）
- ・ パークベイプロジェクト検討経過資料その 1（◆）
- ・ パークベイプロジェクト検討経過資料その 2（◆）

(2) 交付方法

木更津市公式ホームページ内に掲載する。

なお、◆印の 3 資料については、データサイズの都合により、参加意向者から担当課へ要望があった時点でメール送信による交付とする。プロポーザル参加意向申出書を提出する前に要望すること。

8 参加意向申出

(1) 提出書類

- ・ プロポーザル参加意向申出書（様式 1）
- ・ 業務実績調書（様式 2）
- ・ 会社概要（任意様式、パンフレットでも可）
- ・ 共同事業体構成書（共同事業体を構成して参加する場合）（様式 3）
- ・ 共同事業体協定書兼委任状（共同事業体を構成して参加する場合）（様式 4）
- ・ 協力事業者調書（様式 5）

協力事業者は業務の一部を再委託する場合に作成すること。なお、協力事業者は契約時や契約後の業務実施期間中においても、本様式を市に提出し、承認を受けることで、適宜追加できるものとする。

ただし、本プロポーザルの他の提案資格者を協力事業者として選定することはできない。

(2) 作成及び提出上の留意事項

- ・ 共同事業体を構成して参加する場合は、プロポーザル参加意向申出書の「所在」、「名称及び代表者氏名」欄に「共同事業体名」、「代表構成員(所在、名称及び代表者氏名)」を記載する。
- ・ 紙媒体で1部(正本1部)提出する。
- ・ 提出書類の返還は行わない。
- ・ 提出書類の内容について、本市からの問い合わせに対応する。

(3) 受付期間

令和5年7月31日(月)午後1時30分から

令和5年8月17日(木)午後5時00分まで

(4) 提出方法

担当課へ持参もしくは郵送によること。

※持参の場合は、担当課に電話連絡をし、持参予定日時を調整すること。

※郵送の場合は、必着とし、配達記録が残る方法で郵送すること。

9 質問書の受付及び回答

本業務及びプロポーザルについて質問がある場合は、令和5年7月31日(月)午後1時30分から令和5年8月14日(月)午後5時00分までに質問書(任意様式)を、電子メールにより担当課へ提出するとともに、電話により担当課へ提出したことを連絡すること。

回答については、令和5年8月15日(火)に全質問に対する回答を一括して、木更津市公式ホームページ内に掲載する。

10 提案資格確認結果の通知及びプロポーザル関係書類の提出依頼

参加意向申出書の内容について、提案資格を満たしているかを確認し、その結果を電話により連絡する。その上で、提案資格者へは提案資格確認結果通知書及びプロポーザル関係書類提出依頼書を令和5年8月18日(金)に発送する。なお、提案資格が認められなかった者に対しては、提案資格を認めない理由を記載して通知する。

11 参加辞退

本要領10により提案資格者と認められてから、プレゼンテーション審査までの間にやむを得ない事情により参加を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出するものとする。

12 提案方法

提案資格者は、以下のとおり選考に必要な書類（以下、「提出書類」という。）を担当課に提出すること。なお、1者につき1つの提案の提出に限る。

（1）提出書類

- ・提案書表紙（様式6）
- ・業務実施方針（様式7）
- ・配置予定技術者調書【業務主任技術者】（様式8）
- ・業務工程表（様式9）
- ・テーマ別企画提案書【テーマ】（様式10）

木更津市のシンボルロードとして環境に配慮し、和ハーブとアートを融合させた回遊性のある歩行空間の提案について

- ・見積書（様式11）

（2）提出方法

担当課へ郵送もしくは持参によること。

※持参の場合は、担当課に電話連絡をし、持参予定日時を調整すること。

※郵送の場合は、必着とし、配達記録が残る方法で郵送すること。

（3）提出期間

令和5年8月18日（金）午前8時30分から

令和5年8月24日（木）午後5時00分まで

（4）作成及び提出上の留意事項

- ・提案書（提案内容）は、本要領及び仕様書の内容を踏まえ、評価基準に沿い、可能な限り具体的に作成すること。
- ・見積書には、合計金額のほか、積算内訳も記載すること。
- ・紙媒体で8部（正本1部、副本7部）提出すること。
※副本へは会社名を特定・識別できるような商号、名称、記号、社員名、実績自治体名等は記載せず、記載があるときは黒塗りなどで対応すること。
- ・A4（必要に応じてA3でも可）、縦版、左綴りで両面印刷し、ページ番号、インデックスを付し、簡易製本すること。
- ・専門用語を使用する際は、注釈をつけること。
- ・提出書類に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ・提出書類の返還は行わない。
- ・提出書類の内容について、本市からの問い合わせに対応すること。

（5）事前審査

提案資格者が5者を超える場合には、本要領14（2）の【評価基準】による業務実績、業務実施体制について審査会による事前審査を行い、内容が優れた5者を本審査の対象とする。事前審査の結果については、令和5年8月28日（月）までに通知する。

1 3 本審査（プレゼンテーション）

（１）開催日時及び会場

開催日 令和５年９月４日（月）

※ 時間は、後日、電子メールにより通知する。

会場

審査会：木更津市市役所 駅前庁舎 ８階 会議室 ２（木更津市富士見 1-2-1）

控 室：木更津市市役所 駅前庁舎 ８階 会議室 １（木更津市富士見 1-2-1）

（２）プレゼンテーションの内容は、事前に提出した企画提案書に基づく説明を基本とし、新たな資料の追加や修正等により、その内容が変更となるような提案は行わないこと。

プレゼンテーションに使用する資料は、会社名を特定・識別できるような商号、名称、記号、社員名、実績自治体名等は記載せず、記載があるときは黒塗りなどで対応すること。

（３）プレゼンテーションの時間

- ・プレゼンテーションの準備は５分以内とする。
- ・プレゼンテーションの時間は１者当たり１５分以内とする。
- ・プレゼンテーションの実施終了後、約１０分の質疑応答時間を設ける。

（４）入場者

- ・プレゼンテーション会場への入場者は、３名以内とする。配置予定業務主任技術者は必ず出席するものとする。

（５）プレゼンテーションの順番

- ・提出書類の受理順とする。順番は、本審査の開始時間等とあわせて通知する。

（６）その他

- ・プレゼンテーションに必要となるスクリーン、プロジェクター等は、本市で用意するものとする。なお、パソコンについては、各参加事業者で用意すること。

1 4 評価方法及び評価基準

（１）評価方法

- ①本業務の履行に最も適した契約の受託候補者を、厳正かつ公正に決定するため、審査会を設置し、審査会委員が、提出された企画提案書に基づくプレゼンテーションの内容について、下記（２）及び（３）に基づいて採点を行う。その上で、以下ア及びイのいずれも満たす者を受託候補者として選定するものとする。

ア 総合計得点が最も高い者

イ 総合計得点が以下の式を満たしている者

【総合計得点 $\geq 100 \times$ 審査会委員の人数 $\times 0.6$ 】

②最高得点者が2者以上になった場合は、評価項目⑥の提案内容の得点が高い者とし、評価項目⑥の最高得点が2者以上になった場合は、評価項目①⇒②⇒③⇒④⇒⑤⇒⑦⇒⑨⇒⑧の順で評価項目の得点が高い者とする。

③提案資格者が1者のみの場合は、規定の審査を経た上で、審査会委員の協議により受託候補者とするか決定する。

(2) 評価基準

評価項目	評価の視点	配点
① 業務実施体制	人員の配置状況から、本市との打ち合わせや問い合わせに的確・迅速に対応でき、円滑かつ確実な業務を遂行可能と判断できる体制が組まれているか。	10
② 業務実績	本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。	10
③ スケジュール	仕様書の内容に基づき、効率的なスケジュールが計画されているか。	10
④ 業務の理解度	本業務の背景、課題や目的、関係法令等必要な知識を有しているか。	10
⑤ 基礎調査等	本市の現状等を的確に把握しているか。	10
⑥ 企画力	関係計画等を踏まえた適切かつ有益な提案がなされているか。	20
⑦ 調整力	意見公募やワークショップの取りまとめ方法などに工夫がなされているか。	10
⑧ その他	上記①～⑦に含まれない項目についての評価 ・その他提案書の内容 ・プレゼンテーションの明確さ・説得力 ・提案全体の印象 等	10
⑨ 価格	以下の式により算出する。 【(提案資格の最も低い提案者の価格÷当該提案者の価格)× 本評価項目の配点】 (小数第2位以下四捨五入)	10

(3) 評価項目の採点基準

採点は、次に示す5段階評価による得点の付与を上記(2)に示す評価項目ごとに行い、合計得点を算定する。(⑨のみ除く)

評価	判断基準	得点化方法
A	特に優れている	各項目の配点×1.0

B	優れている	各項目の配点×0.8
C	普通	各項目の配点×0.6
D	やや劣る	各項目の配点×0.4
E	劣る	各項目の配点×0

15 選定結果

選定結果については、提案資格者全員に結果通知書を通知日に発送する。

(1) 通知日

令和5年9月5日（火）

(2) 審査の内容についての問合せには一切応じないものとする。また審査結果に対する異議申立ては受理しないものとする。

16 審査結果の公表

審査結果については、次のとおり公表する。

(1) 公表事項

参加事業者名（受託候補者のみ）、各評価項目得点、合計得点 等

(2) 公表方法

木更津市公式ホームページ内に掲載する。

17 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とし、プロポーザル参加停止通知書により通知する。

- ① 提案書等の必要書類を期日までに提出しない場合
- ② 本要領5の提案資格を満たしていないと判断される場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 見積額が提案上限額を超えている場合
- ⑤ 本審査に欠席した場合
- ⑥ 選考の公平性を害する行為があった場合
- ⑦ 審査会委員に不当な働きかけをした場合
- ⑧ 前各号に定めるものの他に、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査会委員長が失格であると認めた場合

18 契約の締結

(1) 受託候補者と業務の詳細を協議の上、見積書を徴収し、契約を締結する。

（地方自治法施行令第167条の2第2項による随意契約）

- (2) 受託候補者に事故があり、見積書の徴取が不可能となった場合又は受託候補者との協議が整わない場合、審査結果が次点だった者を新たな受託候補者とし、業務の詳細等を協議のうえ、契約を締結する。
- (3) 受託者は、本業務の全てを第三者に再委託してはならない。ただし、一部の履行を第三者に委託する場合は、再委託先の事業者情報、再委託する業務の内容及びその他本市が必要とする情報を記載した書面をあらかじめ本市に提出し、本市の承認を得なければならない。

19 その他

- (1) 提案者が全くなかった場合を除き、本プロポーザルは実施する。
また、本プロポーザルを公正に執行することが困難と認められるとき、その他やむを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期または中止することがある。
- (2) 本プロポーザルの参加に要した経費は、全て提案者の負担とする。
- (3) 市は、審査または説明を目的に、提出書類の写しを作成し、使用することができる。
- (4) 参加意向申出書及び提案書等の提出後は、原則として記載内容の変更を認めない。
- (5) 提案書等の作成のために本市から受領した資料等は、了解なく公表し、又は使用してはならない。
- (6) 本業務に係る情報公開請求があった場合は、木更津市情報公開条例（平成12年条例第4号）に準じ、提出書類を公開することがある。
- (7) 本業務の履行に伴い生じた著作権その他の権利は、本市に帰属するものとする。

20 担当課及び書類等提出先

〒292-8501

千葉県木更津市朝日3丁目10番19号 木更津市役所朝日庁舎

木更津市 都市整備部 土木課 整備係

電話：0438-23-8342 FAX：0438-22-4736

E-mail：doboku@city.kisarazu.lg.jp